

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年10月9日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

なお、業務指示書及び配布資料等の配布は、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。また、競争参加資格の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

（1）全省庁統一資格結果通知書を有している場合

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。

また、平成25・26・27年度の資格（新資格）は有しておらず、平成22・23・24年度の資格（旧資格）のみを有している場合についても、2013年9月末日までに公示される案件については移行期の運用として、旧資格をもって、新資格と同様の扱いをさせていただきます。

（2）全省庁統一資格結果通知書を有していない場合

新資格または旧資格のいずれも有しておられない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。  
(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)  
公表対象となる場合の詳細については当機構HPの調達情報>調達ガイドライン、様式>規程>一定の関係者を有する法人との契約に関する情報の公表について  
(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>) をご参照ください。

番号：4 国名：インド 担当：経済基盤開発部  
案件名：高速鉄道開発計画プロジェクト【有償勘定技術支援】

1 契約予定期間：2013年12月上旬～2015年5月下旬

2 参加要件

海外における高速鉄道に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年10月23日から2013年10月25日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年10月23日から2013年10月28日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年11月8日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：11月下旬

(5) 契約交渉：11月下旬

5 業務の目的

インドでは、近年の急速な経済成長に伴い、人やモノの輸送量が急増している。このため、都市間の交通網整備の必要性が急速に高まっている。インド鉄道省は2009年12月に「インド鉄道ビジョン2020」を策定し、高速鉄道を整備する候補7路線のプレ・フィージビリティ調査に順次着手している。

インド鉄道大臣により設立されたインド国鉄の近代化に係る専門家委員会の報告書において、ムンバイ=アーメダバード区間の路線は最初に建設される区間として特定されている。当該路線については、2009年度にインドRITES社およびフランス・シストラ社等によるプレ・フィージビリティ調査が実施され、2012年度には我が国（国土交通省）が事業性に関する調査を実施した。

かかる状況下、2013年5月29日の日印共同声明において、両国がムンバイ=アーメダバード区間の高速鉄道整備の共同調査に共同出資（共同負担）することが決定され、これに定めるべく、2013年10月7日、JICAとインド側鉄道省（MoR）が共同調査（Joint Feasibility Study）に関する協議議事録（MOU）の署名を行った。

本調査は、ムンバイ=アーメダバード間の高速鉄道整備に関して、基本計画（案）の策定や需要予測のアップデートを行い、その必要性・妥当性を検証するとともに、建設計画の策定及び概算事業費の算出、事業スキームの検討、事業実施及び運行・維持管理に係る体制の検討、経済財務分析、法制度・技術基準類の検討、環境アセスメント報告書案及び住民移転計画案等の作成等を含む、フィージビリティ調査を実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 対象地域

ムンバイ=アーメダバード区間（約500km）

（マハーラーシュトラ州およびグジャラート州）

(2) 事業実施機関

インド鉄道省（Ministry of Railways）（MoR）

(3) 業務内容

1) 関連する既存の計画や調査のレビュー

1) 「インド鉄道ビジョン2020」等の高速鉄道整備計画のレビュー

2) ムンバイ=アーメダバード区間の高速鉄道調査（プレ・フィージビリティ調査及び国土交通省調査）のレビュー

3) 運輸交通セクターのレビュー

(i) 各モードの施設やサービスの能力

(ii) インド鉄道省（MoR）の組織状況

(iii) インド鉄道省（MoR）の安全管理を含む運行・維持管理状況

(iv) 関連する製品の調達状況

4) 関連する既存の計画や調査のレビューと補足調査

5) 関連する法制度・技術基準類のレビュー

2) 高速鉄道基本計画（案）の策定

1) 満たすべきサービス・施設等の水準の特定

2) 路線計画の代替案選定とその評価

3) 高速鉄道基本計画（案）の策定

- 3) 需要予測のアップデートと運賃水準の設定
  - 1) 基礎データ収集、補足調査の実施
  - 2) 各運輸交通モード（鉄道、道路、航空等）別の需要予測
  - 3) 高速鉄道の需要予測
  - 4) 高速鉄道の適正な運賃水準の設定
- 4) 自然条件調査
  - 1) 地形情報
  - 2) 地質調査
  - 3) 水文調査
  - 4) 深浅測量
- 5) 高速鉄道建設計画及び概算事業費の算出
  - 1) 構造物・施設計画
  - 2) 車両計画、システム計画
  - 3) 構造物の基本設計
  - 4) 運行・維持管理計画
  - 5) 駅及び駅周辺開発計画
  - 6) 建設計画の策定
  - 7) 概算事業費の算出
  - 8) 建設及び資機材調達計画
- 6) 事業スキームの検討
  - 1) ケーススタディ（インドや他国におけるPPP（Public Private Partnership）など）
  - 2) 資金調達方法及びリスク分析を踏まえた適切なリスク分担の検討
  - 3) 本事業の事業スキームの提案
- 7) 事業実施及び運行・維持管理に係る体制の検討
  - 1) 事業実施のための全体枠組み
  - 2) 建設段階の体制とその範囲
  - 3) 運行・維持管理及び資産保有に関する体制とその範囲
  - 4) 上記に係るロードマップの作成
- 8) 経済財務分析
  - 1) 開業後の運営費の算出
  - 2) 年次投資計画及び資金調達計画の策定
  - 3) 経済財務分析（EIRR、FIRR）
  - 4) 事業採算性の検討
- 9) 法制度・技術基準類の検討
- 10) 環境社会配慮
  - 1) 高速鉄道基本計画（案）策定段階
    - (i) 戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討
    - (ii) 代替案の環境社会影響項目のスコーピング
  - 2) フィージビリティ調査（高速鉄道建設計画）段階
    - (i) 環境アセスメント報告書案の作成
    - (ii) 住民移転計画案の作成
  - 3) 必要に応じて先住民族移転計画案の作成
  - 4) 総合的な評価
- 11) その他
  - 1) 各種委員会（共同モニタリング委員会、国内支援委員会、環境社会配慮助言委員会など）対応
  - 2) イメージ動画の作成
  - 3) 事業実施までのロードマップの作成

## 7 成果品等

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| (1) インセプションレポート   | (2013年12月中旬) |
| (2) インタリムレポート1    | (2014年3月下旬)  |
| (3) インタリムレポート2    | (2014年9月下旬)  |
| (4) ドラフトファイナルレポート | (2015年1月下旬)  |
| (5) ファイナルレポート     | (2015年5月下旬)  |

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括 / 高速鉄道計画（評価対象予定者）
- 2) 高速鉄道建設（評価対象予定者）
- 3) 高速鉄道システム（評価対象予定者）
- 4) 鉄道システム評価
- 5) 都市・地域計画
- 6) 交通需要予測
- 7) 地質・地形調査

- 8) 路線計画
- 9) 運転計画
- 10) 施工計画・構造物計画・事業費算出
- 11) 土構造基本設計
- 12) トンネル基本設計
- 13) 高架橋・橋梁基本設計
- 14) 軌道構造基本設計
- 15) 駅施設・建築計画
- 16) 駅および駅周辺整備計画
- 17) 電力計画
- 18) 信号・通信計画
- 19) 車両基地計画
- 20) 車両計画
- 21) 運行管理（OCC・AFC等）
- 22) 維持管理計画・安全管理計画
- 23) 環境社会配慮
- 24) 自然環境配慮
- 25) 調達計画
- 26) 運営組織設立・人材育成計画
- 27) 法制度・技術基準
- 28) 事業スキーム・資金調達計画
- 29) 経済・財務分析
- 30) 業務調整 / 高速鉄道計画補助

## 9 特記事項

- ( 1 ) 共同企業体の結成を認める予定
- ( 2 ) 2013年10月7日に協議議事録（MOU）を署名済
- ( 3 ) 本件は環境カテゴリーAを予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。